

○浦安市障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱

平成21年 3月24日

告示第42号

改正 平成21年 8月26日告示第122号

平成24年 1月27日告示第13号

平成25年 3月29日告示第42号

平成26年 4月21日告示第63号

(題名改称)

平成28年 3月31日告示第37号

平成30年 3月26日告示第18号

令和 4年10月26日告示第136号

(趣旨)

第1条 市長は、グループホームの円滑な運営を促進することにより、当該グループホームに居住する障がい者の福祉の増進を図るため、グループホームを運営する事業者に対し、その運営に要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(平26告示63・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において「グループホーム」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。

(平25告示42・平26告示63・平30告示18・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、法第22条第8項の規定により本市において障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者（以下「補助対象事業利用者」という。）が入居しているグループホームを設置する者とする。

(平21告示122・平24告示13・平25告示42・平26告示63・一部改正)

(補助対象経費)

第4条 補助の対象経費は、グループホームの運営に要する、指導員等職員賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。

(平21告示122・平26告示63・平28告示37・一部改正)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 次のア及びイに掲げる額を合計した額

ア 別表の各区分ごとに当該補助基準額の欄に掲げる額に当該区分に係る補助対象事業利用者に係る月間利用者延べ人数を当該月の日数で除した数を乗じた額の合計額を各月ごとに算出し、これを合計した額（当該年度に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に基づく共同生活援助サービス費（支給に当たり入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算又は長期帰宅時支援加算がされた場合にあつては、当該加算された額を含む。）の支給があつた場合にあつては、当該支給額を減じた額）

イ グループホームの新設又は利用定員の増加を目的とした既存施設の整備に係る部屋ごとの補助対象事業利用者が最初に入居する日の前日までの日数（当該施設の新設又は整備をした日の属する月から3月以内の日までに限る。）に2,000円を乗じた額の合計額と賃借料の実支出額のうちいずれか少ない額

(2) 補助の対象経費の実支出額から、介護給付費等、寄付金その他の収入額を控除した額

(平21告示122・平25告示42・平26告示63・平28告示37・一部改正)

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請は、市長が定める期日までに、浦安市障がい者グループホーム運営費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

(1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(平26告示63・一部改正)

(交付の決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、浦安市障がい者グループホーム運営費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(平26告示63・一部改正)

(申請事項の変更等の届出)

第8条 規則第8条第1項の規定による届出は、浦安市障がい者グループホーム運営費補助金申請事項変更等届（別記第3号様式）により行うものとする。

(平26告示63・一部改正)

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告は、浦安市障がい者グループホーム運営費補助金実績報告書（別記第4号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(平26告示63・一部改正)

(補助金の額の確定の通知)

第10条 規則第14条の規定による通知は、浦安市障がい者グループホーム運営費補助金額確定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(平26告示63・一部改正)

(請求)

第11条 規則第15条の規定による請求は、浦安市障がい者グループホーム運営費補助金交付請求書（別記第6号様式）により行うものとする。

(平26告示63・一部改正)

(補助金の概算払いの請求及び精算)

第12条 規則第16条第2項の規定による請求は、浦安市障がい者グループホーム運営費補助金概算払交付請求書（別記第7号様式）により行うものとする。

る。

- 規則第16条第1項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市障がい者グループホーム運営費補助金概算払精算書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（平26告示63・一部改正）

（補則）

- 第13条** この要綱に定めるもののほか、浦安市障がい者グループホーム運営費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平26告示63・一部改正）

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年8月26日告示第122号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第5条及び別表の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年1月27日告示第13号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第3条及び別表の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日告示第42号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月21日告示第63号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第37号）

（施行期日）

- この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の第4条及び第5条の規定は、平成28年4月1日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月26日告示第18号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月26日告示第136号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条第1号）

（平21告示122・平24告示13・平26告示63・一部改正）

世話人	事業所の定員	障害支援区分等	補助基準額
入居者4人につき世話人1人以上を配置する場合	4人以下	非該当又は区分1	1人当たり108,000円
		区分2	1人当たり122,000円
		区分3	1人当たり127,000円
		区分4	1人当たり151,000円
		区分5	1人当たり188,000円
		区分6	1人当たり215,000円
	5人	非該当又は区分1	1人当たり93,000円
		区分2	1人当たり107,000円
		区分3	1人当たり126,000円
		区分4	1人当たり146,000円
		区分5	1人当たり177,000円
		区分6	1人当たり204,000円
	6人	非該当又は区分1	1人当たり83,000円
		区分2	1人当たり97,000円
		区分3	1人当たり119,000円
		区分4	1人当たり139,000円
		区分5	1人当たり170,000円
		区分6	1人当たり199,000円
入居者5人につき世話人1人以上を配置する	4人以下	非該当又は区分1	1人当たり94,000円
		区分2	1人当たり107,000円
		区分3	1人当たり112,000円
		区分4	1人当たり136,000円
		区分5	1人当たり172,000円

場合	5人	区分6	1人当たり200,000円
		非該当又は区分1	1人当たり79,000円
		区分2	1人当たり92,000円
		区分3	1人当たり111,000円
		区分4	1人当たり131,000円
		区分5	1人当たり161,000円
	6人	非該当又は区分1	1人当たり69,000円
		区分2	1人当たり82,000円
		区分3	1人当たり104,000円
		区分4	1人当たり124,000円
		区分5	1人当たり154,000円
		区分6	1人当たり184,000円
	入居者6人につき世話人1人以上を配置する場合	4人以下	非該当又は区分1
区分2			1人当たり97,000円
区分3			1人当たり102,000円
区分4			1人当たり126,000円
区分5			1人当たり162,000円
区分6			1人当たり190,000円
5人		非該当又は区分1	1人当たり70,000円
		区分2	1人当たり82,000円
		区分3	1人当たり101,000円
		区分4	1人当たり121,000円
		区分5	1人当たり151,000円
		区分6	1人当たり179,000円
6人		非該当又は区分1	1人当たり60,000円
		区分2	1人当たり72,000円
	区分3	1人当たり94,000円	
	区分4	1人当たり114,000円	

		区分 5	1 人当たり 144,000円
		区分 6	1 人当たり 174,000円

備考

- 1 この表において「非該当」とは、法第21条第1項の規定による認定を受けていない場合又は障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）第1条第1号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。
- 2 この表において「区分1」とは、省令第1条第2号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。
- 3 この表において「区分2」とは、省令第1条第3号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。
- 4 この表において「区分3」とは、省令第1条第4号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。
- 5 この表において「区分4」とは、省令第1条第5号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。
- 6 この表において「区分5」とは、省令第1条第6号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。
- 7 この表において「区分6」とは、省令第1条第7号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。

別記第1号様式(第6条)

浦安市障がい者グループホーム運営費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)浦安市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

年度浦安市障がい者グループホーム運営費補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他

第2号様式(第7条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市障がい者グループホーム運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度浦安市障がい者グループホーム運営費補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額 円

第3号様式(第8条)

浦安市障がい者グループホーム運営費補助金申請事項変更等届

年 月 日

(宛先)浦安市長

所在地
届出者 名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった 年度浦安市障がい者グループホーム運営費補助金に係る事業について、次のとおり変更(中止・廃止)をしたいので、浦安市補助金等交付規則第8条第1項の規定により届け出ます。

- 1 変更(中止・廃止)の理由
- 2 変更(中止・廃止)をしたい内容

第4号様式(第9条)

浦安市障がい者グループホーム運営費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)浦安市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった 年度浦安市障がい者グループホーム運営費補助金に係る実績について、浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業経費総額 円

2 交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他

第5号様式(第10条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市障がい者グループホーム運営費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした 年度浦安市
障がい者グループホーム運営費補助金の額について、浦安市補助金等交付規則第14条の規
定により次のとおり確定したので、通知します。

交付確定額 円

第6号様式(第11条)

浦安市障がい者グループホーム運営費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)浦安市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった 年度浦安市障がい者グループホーム運営費補助金を、浦安市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円

希望する 支払方法	窓口払い・口座振替			
口座振替を 希望する場 合の振込先	金融機関名		支店名	
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義	-----		

第7号様式(第12条第1項)

浦安市障がい者グループホーム運営費補助金概算払交付請求書

年 月 日

(宛先)浦安市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった 年度浦安市障がい者グループホーム運営費補助金を、浦安市補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。

1 交付決定額 円

2 概算払請求額 円

希望する支払方法	窓口払い・口座振替			
口座振替を希望する場合の振込先	金融機関名		支店名	
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

第8号様式(第12条第2項)

浦安市障がい者グループホーム運営費補助金概算払精算書

年 月 日

(宛先)浦安市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 ㊦

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった 年度浦安市障がい者グループホーム運営費補助金について、浦安市障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり精算します。

- | | |
|----------|---|
| 1 概算払交付額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 精算額 | 円 |